

広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人札幌市職員福利厚生会（以下「福利厚生会」という。）が保有する資産を民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めることとする。

(目的)

第2条 福利厚生会が保有する資産への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）は、福利厚生会の財源確保を図り、民間事業者等に商品の販売促進の機会を提供することを目的とする。

(広告媒体の種類)

第3条 広告媒体として活用する資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報印刷物
- (2) WEBページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産

(広告媒体の決定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、福利厚生会事務局長が定める。

(広告掲載の基本的な考え方)

第5条 福利厚生会の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) 宗教性があるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他、福利厚生会の事業運用性質等に照らし広告を掲載することが適当ではないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所管する課長が定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法等については、当該広告の媒体ごとに所管する課長が決める。

(広告掲載の付記事項等)

第8条 広告掲載に当たっては、必要に応じ広告の内容に関する責任の帰属に関する事、また、その他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 福利厚生会事務局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が札幌市又は福利厚生会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき
- (4) 福利厚生会の業務上やむを得ない事由が生じたとき

(協議)

第10条 広告媒体への広告の掲出、内容等に関し疑義が生じたときは、所管する課長により、必要に応じ福利厚生会内の関係する職員での協議を経て適切な対応を行うこととする。

(補則)

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)

第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。